

改正

平成18年3月30日条例第13号

平成18年9月22日条例第29号

平成19年3月29日条例第7号

平成20年3月28日条例第15号

平成21年3月27日条例第10号

平成22年3月29日条例第10号

平成23年6月30日条例第16号

平成24年3月30日条例第1号

平成24年3月30日条例第10号

平成25年3月28日条例第13号

平成26年3月28日条例第10号

平成26年9月30日条例第29号

平成29年3月28日条例第10号

平成29年6月28日条例第21号

西脇市福祉医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者（重度障害児を含む。以下同じ。）、高齢重度障害者、乳幼児等、高学年児等、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢期移行者 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条第2号に規定する者を除く。）をいう。
- (2) 重度障害者 次のいずれかに該当する者（法第50条に規定する者を除く。）をいう。
 - ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者

- イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科又は神経科を担当する医師により重度知的障害者（児）と判定された者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害の程度が1級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「重度精神障害者」という。）
- (3) 高齢重度障害者 法第50条に規定する被保険者で、前号アからウまでのいずれかに該当するものをいう。
- (4) 乳幼児等 9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (5) 乳児 1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。
- (6) 幼児等 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (7) 高学年児等 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者（乳幼児等を除く。）をいう。
- (8) 乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護するものをいう。
- (9) 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護するものをいう。
- (10) 高学年児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で高学年児等を現に監護するものをいう。
- (11) 母子家庭の母子 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて規則で定める者（以下「児童等」という。）を現に監護するもの（以下「母子家庭の母等」という。）及びその児童等をいう。
- (12) 父子家庭の父子 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子で、児童等を現に監護するもの（以下「父子家庭の父等」という。）及びその児童等をいう。
- (13) 遺児 規則で定める児童等をいう。
- (14) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (15) 医療保険各法の給付 法及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各

法」という。)の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給(家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。)をいう。

(16) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国及び地方公共団体(保険者たる国及び地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限る。)をいう。

(17) 保険医療機関等 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所、薬局その他のものをいう。

(18) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(19) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。

(助成対象者)

第3条 医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、西脇市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、高学年児等、母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児とする。ただし、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、幼児等、高学年児等、母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児にあっては、それぞれ次に規定する要件を備えているものとする。

(1) 高齢期移行者については、高齢期移行者が市町村民税世帯非課税者で、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

ア 所得を有しない者であること。

イ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。

(2) 重度障害者については、重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）の合計額が235,000円未満であること。

(3) 高齢重度障害者については、高齢重度障害者及び配偶者並びに高齢重度障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその高齢重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が235,000円未満であること。

(4) 幼児等及び高学年児等については、幼児等保護者若しくは高学年児等保護者又は幼児等保護者若しくは高学年児等保護者が当該幼児等若しくは高学年児等の生計を維持できない者である場合は、その幼児等若しくは高学年児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その幼児等若しくは高学年児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額

の合計額が235,000円未満であること。

(5) 母子家庭の母等及び父子家庭の父等については、母子家庭の母等、父子家庭の父等又は母子家庭の母等若しくは父子家庭の父等が当該児童等の生計を維持できないものである場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母子又は父子家庭の父子の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の前年の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額以下であること（低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額未満であること。）。

(6) 母子家庭の児童等、父子家庭の児童等及び遺児については、母子家庭の母等、父子家庭の父等、生計維持者又は養育者（養育者がいない場合は、当該遺児）の前年の所得が、児童扶養手当法第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、医療費を助成することができる。

（助成する医療費の範囲）

第4条 市長は、被保険者等負担額の範囲内で、助成対象者の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、当該高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、高学年児等保護者、母子家庭の母等、父子家庭の父等又は遺児の養育者（養育者がいない場合は、当該遺児）に対して、次に規定する額を福祉医療費として支給する。ただし、重複して受給権を有する者が重複して福祉医療費の支給を受けることはできない。

(1) 高齢期移行者に助成する範囲は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。ただし、当該一部負担金の額が、高齢期移行者個人の入院以外に係る医療費の場合であって、その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときは8,000円）とし、高齢期移行者個人の入院に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円）とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) 重度障害者に助成する範囲は、重度障害者の疾病（重度精神障害者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険

者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(低所得者である場合には、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(低所得者である場合には、1,600円)を限度とする。

(3) 高齢重度障害者に助成する範囲は、高齢重度障害者の疾病(第2条第2号ウに該当する者にあっては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合 前号アの額

イ 入院療養である場合 前号イの額

(4) 乳幼児等及び高学年児等に助成する範囲は、乳幼児等及び高学年児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。

(5) 母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児に助成する範囲は、母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき800円(低所得者である場合には、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円(低所得者である場合には、1,600円)を限度とする。

2 前項第1号から第3号まで及び第5号に定める一部負担金の額は、当該被保険者負担額を超えることができない。

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第1項第2号、第3号及び第5号の規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

4 第1項第1号から第3号まで及び第5号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができる。

(申請)

第5条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。

(支給方法の特例)

第6条 助成対象者が、規則で定める手続に従い、兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費として、当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者(保護者及び養育者を含む。以下同じ。)が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、福祉医療費の支給があったものとみなす。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、助成対象者が、疾病及び負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(受給権の保護)

第8条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の西脇市福祉医療費助成条例(昭和48年西脇市条例第22号)、黒田庄町福祉医療費助成に関する条例(昭和48年黒田庄町条例第18号)又は黒田庄町母子家庭等の医療費助成に関する条例(昭和49年黒田庄町条例第12号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までに合併前の条例の規定により平成17年9月30日までに受けた医療の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

(老人に係る所得による支給制限の特例)

4 第4条第1号の適用については、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間に限り、同号中「課されているとき」とあるのは、「課されているとき（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項又は第4項の適用を受けているときを除く。）」とする。

(助成の特例)

5 平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間（以下「特例期間」という。）、老人（市町村民税世帯非課税者である者に限る。）並びに重度障害者、幼児等及び高学年児については西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（平成21年西脇市条例第10号）による改正前の西脇市福祉医療費助成条例において支給の対象となる者（第4条の規定により福祉医療費の支給の対象となる者を除く。）を、第4条の規定にかかわらず、福祉医療費の支給の対象とする。

6 前項の規定による福祉医療費の支給の対象となる者のうち、特例期間における老人及び重度障害者の福祉医療費は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げるところによる。

(1) 老人に助成する範囲は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。ただし、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が24,600円を超えるときは24,600円とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) 重度障害者に助成する範囲は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき900円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、

同一の月に同一の保険医療機関等においては3,600円を限度とする。

- 7 前項各号に定める一部負担金の額は、当該被保険者負担額を超えることができない。
- 8 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第6項第2号の規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。
- 9 第6項各号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

(市町村民税の額の算定の特例)

- 10 第4条第2号及び第3号に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則(平成18年3月30日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に関する給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月22日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた療養の給付に関する一部負担金の割合及び同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行日前に行われた医療に関する給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月29日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第4号ただし書の改正規定は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に関する給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月28日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(第1号及び第2号に係る部分並びに第12号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める部分に限る。)、第3条第1項第1号の改正規定及び第4条第1号の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に関する給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月27日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に関する給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月29日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に関する給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年6月30日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に関する給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月30日条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療の給付に係る所得による支給制限については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月28日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に関する給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月28日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号の改正規定は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に関する給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

（助成の特例）

- 3 平成26年 7 月 1 日から平成31年 6 月30日までの間、平成26年 7 月 1 日前に65歳に達していた者のうち、同日以降において福祉医療費の支給の対象となる老人に対して、次に規定する額を福祉医療費として支給する。

- (1) 老人に助成する医療費の範囲は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に

要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20(所得を有しない者である場合には、100分の10)に相当する額を一部負担金として控除した額とする。ただし、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が24,600円を超えるときは24,600円(所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときは15,000円)とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) 前号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(3) 第1号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができる。

附 則 (平成26年9月30日条例第29号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた医療に関する給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(助成の特例)

3 平成29年7月1日前から高齢期移行者(平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く。)であって、平成29年7月1日から平成34年6月30日までの間において、高齢期移行者で市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者に対して、次に規定する額を福祉医療費として支給する。

(1) 高齢期移行者に助成する医療費の範囲は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療

保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。ただし、当該一部負担金の額が、高齢期移行者個人の入院以外に係る医療費の場合であって、その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときは8,000円）とし、高齢期移行者個人の入院に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときは15,000円）とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、医療費を助成することができる。
- (3) 第1号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。
- (4) 第1号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができる。

附 則（平成29年6月28日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平成18年5月1日規則第40号

平成19年3月29日規則第9号

平成20年6月23日規則第26号

平成23年9月2日規則第32号

平成24年5月30日規則第37号

平成25年5月14日規則第25号

平成26年10月1日規則第30号

平成27年3月31日規則第7号

平成28年3月29日規則第7号

平成28年3月31日規則第28号

平成29年5月19日規則第29号

西脇市福祉医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西脇市福祉医療費助成条例（平成17年西脇市条例第109号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第11号の規則で定める者)

第2条 条例第2条第11号に規定する規則で定める者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在学中の者
- (2) 高等専門学校に在学し、第3学年の課程を終了するまでの者
- (3) 専修学校の高等課程に在学中の者（ただし、高等学校卒業者は除く。）
- (4) 外国人学校に在学中の者

(条例第2条第13号の規則で定める児童等)

第3条 条例第2条第13号に規定する規則で定める児童等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 両親と死別した児童
- (2) 両親の生死が明らかでない児童

- (3) 両親から遺棄されている児童
- (4) 両親が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童
- (5) 両親が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童

(福祉医療費の支給申請書)

第4条 条例第5条の申請は、福祉医療費支給申請書(様式第1号)に条例第4条に規定する医療に関する給付の行われたことを証する書類、当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(福祉医療費受給者証)

第5条 市長は、高齢期移行者に対しては高齢期移行受給者証(様式第2号)を、重度障害者に対しては重度障害者医療費受給者証(様式第3号)を、高齢重度障害者に対しては高齢重度障害者医療費受給者証(様式第3号の2)を、乳幼児等に対しては乳幼児等医療費受給者証(様式第4号)を、母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児(以下「母子家庭等」という。)に対しては母子家庭等医療費受給者証(様式第5号)を、高学年児等に対してはこども医療費受給者証(様式第5号の2)(以下これらを「受給者証」という。)をそれぞれ交付するものとする。

- 2 前項に定める受給者証の交付を受けようとする者は、福祉医療費受給者証交付申請書(様式第6号。ただし、母子家庭等医療費受給者証については、母子家庭等医療費受給者証交付申請書(様式第7号)とする。)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 受給者証の有効期間は、1年以内とし、発行した年又はその翌年の6月30日までとする。ただし、6月30日までに受給資格を喪失する者の受給者証の有効期限については、その喪失する日までとする。
- 4 受給者証の更新を受けようとする者は、有効期間の終了する年の6月中に福祉医療費受給者証更新申請書(様式第6号。ただし、母子家庭等医療費受給者証については、母子家庭等医療費受給者証更新申請書(様式第7号)とする。)に当該受給者証及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、受給者証の交付を受けた者に対し、当該受給者証の有効期間満了後引き続き受給者証を交付することが適当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、受給者証の更新をすることができる。ただし、母子家庭等医療費受給者証の更新については、この限りでない。
- 6 受給者証の交付を受けた者は、受給者証の有効期間が満了したとき又は福祉医療費の支給を受けることができなくなったときは、速やかに当該受給者証を市長に返還しなければならない。

7 受給者証の交付を受けた者は、保険医療機関等において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(受給者証の再交付)

第6条 受給者証の交付を受けた者が受給者証を紛失、破損又は汚損したときは、福祉医療費受給者証再交付申請書(様式第8号)を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

2 前項の規定により受給者証の再交付があったときは、従前の受給者証は、その効力を失う。

(変更届)

第7条 受給者証の交付を受けた者は、その住所、氏名又は加入する医療保険等に変更があったときは、速やかに福祉医療費受給者証変更届出書(様式第9号)に受給者証を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により住所、氏名又は加入する医療保険等の変更が確認できる場合は、福祉医療費受給者証変更届出書の提出を省略することができる。

(第三者の行為による被害の届出)

第8条 福祉医療費の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、福祉医療費の支給を受けようとする者は、第三者の行為による被害届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(一部負担金の免除等)

第9条 条例第4条第4項に規定する一部負担金の免除を申請しようとする者は、福祉医療制度一部負担金免除申請書(様式第11号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、審査により要件を満たすと認めるときは、一部負担金を免除する期間を決定し、第5条第1項に定める受給者証を申請者に交付するものとする。

3 市長は、前項の審査により要件を欠くと認めるときは、却下するものとし、福祉医療制度一部負担金免除却下通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。

(補則)

第10条 条例及びこの規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西脇市福祉医療費助成条例施行規則(昭和48年西脇市規則第19号)、黒田庄町福祉医療費助成条例施行規則(昭和48年黒田庄町規則第6号)又は

黒田庄町母子家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成14年黒田庄町規則第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により、交付及び検印又は更新された受給者証は、平成18年6月30日までの間は、なお効力を有する。

附 則（平成18年5月1日規則第40号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の西脇市福祉医療費助成条例施行規則の規定により乳幼児に対して交付されている福祉医療費受給者証は、当該受給者証の有効期間が満了する日までの間は、改正後の西脇市福祉医療費助成条例施行規則の規定により乳幼児等に交付された福祉医療費受給者証とみなす。

附 則（平成20年6月23日規則第26号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成23年9月2日規則第32号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年5月30日規則第37号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年5月14日規則第25号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定及び様式第3号から様式第5号の2までの改正規定は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年5月19日規則第29号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第3号の2（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第5号の2（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号（第6条関係）

様式第9号（第7条関係）

様式第10号（第8条関係）

様式第11号（第9条関係）

様式第12号（第9条関係）

○福祉医療費助成事業実施要綱

1 目的

福祉医療費助成事業は、高齢期移行者、重度障害者及び乳幼児等に係る医療費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 「高齢期移行者」とは、市町の区域内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者をいう。

(2) 「重度障害者」とは、市町の区域内に住所を有する次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生労働省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者（児）と判定された者。

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害程度が1級に該当し精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「重度精神障害者」という。）。

(3) 「乳幼児等」とは、市町の区域内に住所を有する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。

(4) 「乳児」とは、市町の区域内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。

(5) 「幼児等」とは、市町の区域内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。

(6) 「乳児保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。

(7) 「幼児等保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。

(8) 「医療保険各法の給付」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。

(9) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限り。）をいう。

(10) 「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。

(11) 「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下、「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額にかかる所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受けるものについては、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(12) 「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びす

すべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者をいう。

4 助成対象者

(1) この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者及び幼児等保護者とする。

ただし、高齢期移行者、重度障害者及び幼児等保護者にあっては、次表の右欄に掲げる要件を備えている者とする。

高齢期移行者	区分Ⅰ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えていること</p> <p>1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下であること</p> <p>2 「所得を有しない者」であること</p>
	区分Ⅱ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えていること</p> <p>1 市町村民税世帯非課税者であること</p> <p>2 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収</p>

		入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所
		<p>得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下であること</p> <p>3 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第2号から第5号の認定を受けていること</p> <p>4 「所得を有しない者」以外であること</p>
重度障害者		<p>重度障害者及び配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びに重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が23万5千円未満であること。</p>
幼児等保護者		<p>幼児等保護者又は、幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の</p>

	<p>4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が23万5千円未満であること。</p>
--	--

(2) (1)ただし書きの規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この事業の助成の対象とすることができるものとする。

(3) (1)に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 助成する医療費の範囲

助成する医療費の範囲は、次の(1)から(3)に規定する額とし、当該高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者又は幼児等保護者に対し福祉医療費として支給する。

(1) 高齢期移行者の助成する医療費の範囲は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。

なお、区分Ⅰは、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が15,000円を超えるときは15,000円とする。区分Ⅱは、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が、12,000円を超えるときは12,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円とする。

この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により算出した額の支給を行う。

(2) 重度障害者の助成する医療費の範囲は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

(3) 乳幼児等の助成する医療費の範囲は、乳幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合には、600円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）とする。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円（低所得者である場合には、2,400円）を限度とする。

(4) (1) から (3) までに定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(5) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、(2) (3) の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

(6) (1) から (3) までに定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 昭和61年3月24日付高福第766号民生部長通知「福祉医療費助成事業実施要綱の一部改正について」の別添「福祉医療費助成事業実施要綱」は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「助成対象者」及び「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「助成対象者」及び「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「用語の定義」及び「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」及び「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

3 「助成対象者」中老人の項について、平成13年7月1日から平成15年6月30日までの間、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

老 人	1 老人の当該年度分の市町村民税（4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市町村民税とする。）が課されていないこと。 2 前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療
-----	--

	費については、前々年の所得とする。) について算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が145万円を超えないこと。
--	--

4 「助成する医療費の範囲」について、平成10年7月1日から平成13年6月30日の間に出生の乳幼児に関しては、満3歳の誕生日の属する月の末日まで乳幼児に係る一部負担金を控除しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた医療に関する給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

(助成の特例)

3 平成8年4月2日から同年4月30日までの間に生まれた者に係る平成14年5月1日から同年6月30日までの間に行われた医療の給付及び平成8年5月1日から同年5月31日までの間に生まれた者に係る平成14年6月1日から同年6月30日までの間に行われた医療の給付については、福祉医療費助成事業実施要綱4及び5の規定の例により助成する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。ただし、「助成する医療費の範囲」中法第28条第1項2号は平成15年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

3 「助成する医療費の範囲」中、被保険者等負担額に相当する額が法第28条の規定により算定した一部負担金に相当する額を超えない場合において、この要綱の施行の日から平成15年3月31日までの間、医療保険各法の規定により算定した外来薬剤に係る一部負担金に相当する額を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」「助成対象者」及び「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」「助成対象者」については、なお従前の例による。

3 「助成対象者」中老人の項について、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

老 人	<p>1 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 老人の当該年度分の市町村民税(4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市町村民税とする。)が課されていないこと。</p> <p>(2) 老人が地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項又は第4項の適用を受けていること。</p> <p>2 1の適用については、老人が属する世帯の他の世帯員であって65歳の誕生日の属する月の前月を経過した者について、所得の額が法第28条第1項第2号に規定する額に満たないこと。</p>
-----	---

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」及び「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福祉医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福祉医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(助成の特例)

3 平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間、老人は市町村民税世帯非課税者である者を、重度障害者及び幼児等保護者にあつては平成21年7月1日改正前の助成対象者の要件を備える者（改正後の福祉医療費助成事業実施要綱4（1）の要件を満たす者を除く。）を助成対象者とする。この規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

また、助成する医療費の範囲を次の（1）から（3）に規定する額とし、当該老人、重度障害者、幼児等保護者に対し福祉医療費として支給する。

（1）老人の助成する医療費の範囲は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。

なお、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であつて、その額が24,600円を超えるときは24,600円とする。

この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規

定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) 重度障害者の助成する医療費の範囲は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき900円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,600円を限度とする。

(3) 幼児等の助成する医療費の範囲は、幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき1,200円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）とする。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては4,800円を限度とする。

(4) (1) から (3) に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(5) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、(2) (3) の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

(6) (1) から (3) までに定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福祉医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(助成の特例)

3 平成26年7月1日前から老人であって、平成26年7月1日から平成31年6月30日までの間において、老人で4(1)の助成対象者の要件を備える者に対して、5(1)の助成する医療費の範囲を次の(1)に規定する額とし、当該老人に対し福祉医療費として支給する。

ただし、4(1)の助成対象者の要件にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

(1) 老人の助成する医療費の範囲は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20(所得を有しない者である場合には、100分の10)に相当する額を一部負担金として控除した額とする。

なお、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が24,600円を超えると

きは24,600円（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円）とする。

この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) (1)に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(3) (1)に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。ただし、4(1)表中の改正規定（「同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項」を「同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項」に改める部分に限る。）は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前を受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福祉医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(助成の特例)

3 平成29年7月1日前から高齢期移行者（平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く）であって、平成29年7月1日から平成34年6月30日までの間において、高齢期移行者で市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額

が80万円以下である者に対して、5（1）の助成する医療費の範囲を次の（1）に規定する額とし、当該高齢期移行者に対し福祉医療費として支給する。

ただし、4（1）の助成対象者の要件にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

（1） 高齢期移行者の助成する医療費の範囲は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。

なお、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときには8,000円）とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円）とする。

この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

（2）（1）に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

（3）（1）に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

4 平成26年7月1日前から高齢期移行者である者については、従前の例による。